

令和2年5月定例教育委員会次第

日時： 令和2年5月12日（火）  
午後1時30分～午後3時30分予定  
場所： 犬山市役所3階301会議室

1. 開会

2. 教育長報告  
(前回会議録の承認)

3. 付議事件の審議

- |       |  |            |
|-------|--|------------|
| 第4号議案 | 犬山市社会教育委員の委嘱について                                       | (文化スポーツ課)  |
| 第5号議案 | 犬山市図書館協議会委員の任命について                                     | (文化スポーツ課)  |
| 第6号議案 | 犬山祭伝承保存委員会委員の委嘱について                                    | (歴史まちづくり課) |
| 第7号議案 | 史跡東之宮古墳整備委員会委員の委嘱について                                  | (歴史まちづくり課) |
| 第8号議案 | 犬山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正について | (子ども未来課)   |

4. 通信及び請願

5. 協議・連絡

- |     |                         |           |      |
|-----|-------------------------|-----------|------|
| (1) | 後援名義使用承認に関する報告          | (文化スポーツ課) | No.1 |
| (2) | 第2期犬山市子ども・子育て支援事業計画について | (子ども未来課)  | No.2 |
| (3) | 令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金について | (子ども未来課)  | No.3 |
| (4) | 6月・7月行事予定表について          | (学校教育課)   | No.5 |
| (5) | 令和2年度学校四役等一覧表について       | (学校教育課)   | No.6 |
| (6) | 議会の議決を経るべき事件            | (教育部)     | No.7 |
| (7) | いじめ防止に向けて               | (学校教育課)   | No.8 |
| (8) | 新型コロナウイルス対策の状況について      | (学校教育課)   | No.9 |

6. 自由討議

7. その他

8. 閉会

犬山市教育委員会第4号議案

犬山市社会教育委員の委嘱について

社会教育法第15条並びに犬山市社会教育委員設置条例第1条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和2年5月12日提出

犬山市教育委員会  
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市社会教育委員の委嘱任期の満了に伴い、犬山市社会教育委員を委嘱する必要があるからである。

# 犬山市社会教育委員名簿(案)

任期 令和2年6月1日～令和4年5月31日

NO	氏名	所属・役職	選出区分	備考
1	横井 耕市	(特非)犬山市体育協会・副会長	社会教育の関係者	継続
2	田川 憲次郎	楽田地区コミュニティ推進協議会・顧問	社会教育の関係者	継続
3	川島 紀之	(特非)犬山市民活動支援センター・理事長	社会教育の関係者	継続
4	山田 昌宏	犬山市文化協会・会長	社会教育の関係者	継続
5	赤塚 次郎	犬山市文化財保護審議会・委員	学識経験のある者	継続
6	杉本 裕子	犬山市主任児童委員	家庭教育の向上に資する活動を行う者	継続
7	宮地 瑛子	犬山市婦人会連絡協議会・会長	家庭教育の向上に資する活動を行う者	継続
8	佐藤 正之	名古屋経済大学・教授	学識経験のある者	継続
9	千葉 桂子	元犬山市教育委員	学校教育の関係者	継続

## 1)設置について

- 犬山市社会教育委員設置条例(昭和29年8月1日施行)に基づき教育委員会が委嘱。
- 委員の定数15名以内
- 委員の任期2年。ただし重任を妨げない。
- 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。
- 委員の旅費については、費用弁償を支給する。

## 2)役割 (社会教育法 昭和24年6月施行 及び 犬山市社会教育審議会規則 昭和29年7月施行)

○社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

①社会教育に関する諸計画を立案すること。

②定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べること。

③上記②の職務を行うために必要な調査研究を行うこと。

○犬山市社会教育委員をもって犬山市社会教育審議会を組織する。

○審議会は、社会教育の振興に関する事項を審議する。

○審議会は、委員の1/2以上で開き、過半数でこれを決定する。

## 3)報酬

○日額7,200円(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例)

平成30・令和元年度男女比7:3(女性比率30%)⇒令和2・3年度も男女比30%以上となるよう委嘱した。

犬山市教育委員会第5号議案

犬山市図書館協議会委員の任命について

図書館法第15条及び犬山市立図書館の設置及び管理に関する条例第6条の規定により別紙のとおり任命するものである。

令和2年5月12日提出

犬山市教育委員会  
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市図書館協議会委員の辞職に伴い、犬山市図書館協議会委員を任命する必要があるからである。

# 犬山市図書館協議会委員名簿

(案)

今回任命を予定する委員 任期 任命の日～令和3年6月30日

NO	氏名	所属・役職	選出区分	備考
1	児島 千尋	犬山市小中学校代表 (東小学校校長)	学校教育関係者	新規 前任者 若原公代
2	寺岡 由紀	犬山市立図書館ボランティア連絡 会代表 (おはなしぼっくす)	家庭教育の向上に 資する活動を行う 者	新規 前任者 大澤英子

任期中の委員 任期 令和元年7月1日～令和3年6月30日

NO	氏名	所属・役職	選出区分	備考
1	宮地 瑛子	犬山市社会教育審議会委員 (婦人会連絡会協議会会長)	社会教育関係者	
2	古川 よし子	どんぐり文庫主宰	家庭教育の向上に 資する活動を行う 者	
3	富岡 仁	名古屋経済大学図書館館長	学識経験のある者	
4	小幡 章子	元皇學館大学教育学部教育学科助 教授	学識経験のある者	

(男女比 男性17%、女性83%)

- 図書館法(昭和25年4月30日施行)に基づき設置。
- 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員が任命
- 犬山市立図書館の設置及び管理に関する条例(平成2年6月30日条例第18号)に基づき、委員の定数及び任期その他必要な事項について定める。
- 委員の定数10名以内
- 委員の任期2年。ただし再任を妨げない。
- 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 委員の旅費については、費用弁償を支給する。
- 犬山市図書館協議会規則(平成2年9月25日教委規則第4号)に基づき協議会を開催
- 協議会には委員長及び副委員長を置く
- 協議会の会議は委員長が招集

2)役割 (図書館法 昭和25年4月30日施行 及び 犬山市図書館協議会規則 平成2年9月25日教委規則第4号)

○図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに図書館の行う図書館奉仕につき館長に対して意見を述べる。

3)報酬

○日額7,200円(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例)

○委員が地方公務員法に規定する地方公務員の場合、地方公務員法第24条第4項に基づき報酬は無支給とする。

○委員の旅費については費用弁償を支給

令和元年度は1回開催(第2回は新型コロナ対策により中止)

犬山市教育委員会第6号議案

犬山祭伝承保存委員会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条並びに犬山祭伝承保存委員会規則第2条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和2年5月12日提出

犬山市教育委員会  
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山祭伝承保存委員会委員を委嘱する必要があるからである。

犬山祭伝承保存委員会委員名簿（案）

（任期：令和2年6月1日～令和4年5月31日）

No.	職名	氏名	委員区分 (規則第2条の該当号)	所属等	備考
1	委員	植木行宣	(1) 学識経験者	全国山・鉾・屋台保存連合会顧問・ 元京都学園大学教授・ 元文化庁文化審議会専門委員	継続
2	委員	鬼頭秀明	(1) 学識経験者	文化庁文化審議会専門委員・ 中京大学文学部非常勤講師	継続
3	委員	入江宣子	(1) 学識経験者	日本民俗音楽学会・ 民俗芸能学会会員	継続
4	委員	久保智康	(1) 学識経験者	京都国立博物館名誉館員	継続
5	委員	藤井健三	(1) 学識経験者	財団法人西陣織物館顧問	継続
6	委員	水野耕嗣	(1) 学識経験者	国立岐阜工業高等専門学校名誉教授・ 日本建築学会終身会員	継続
7	委員	菊池健策	(1) 学識経験者	元文化庁文化財部伝統文化課主任 文化財調査官・ 東京文化財研究所客員研究員	継続
8	委員	石樽康彦	(1) 学識経験者	日本ロボット学会会員・ 日本機械学会会員・工学博士	継続
9	委員	多和田兼道	(2) 一般社団法人犬山祭 保存会の会長代行及び副 会長	(一社) 犬山祭保存会会長代行	継続
10	委員	小林幹和	(2) 一般社団法人犬山祭 保存会の会長代行及び副 会長	(一社) 犬山祭保存会副会長	継続

(1) 設置について

- ・教育委員会の諮問に応じ、犬山祭の車山及び行事の保存、修理等に関する事項について調査及び審議するために設置。
- ・委員は犬山祭伝承保存委員会規則第2条に基づき、教育委員会が委嘱する。
- ・委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

(2) 委員会の開催について

- ・全体会議を年2回、専門部会を必要に応じて開催。
- ・内容は、全体会議が事業方針の決定、事業計画の承認、実績報告等、専門部会が高度な専門知識を必要とする調査、検討会議等。

(3) 本会議の女性比率は10%。



犬山市教育委員会第7号議案

史跡東之宮古墳整備委員会委員の委嘱について

史跡東之宮古墳整備委員会規則第2条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和2年5月12日提出

犬山市教育委員会  
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、史跡東之宮古墳整備委員会委員を委嘱する必要があるからである。

# 史跡東之宮古墳整備委員会 委員名簿(順不同、敬称略)

任期: 令和2年6月1日～令和4年5月31日

No.	選出区分	機関名等	氏名	依頼先
1	学識経験者	国立歴史民俗博物館名誉教授 大阪府立近つ飛鳥博物館名誉館長	白石 太一郎	
2	犬山市文化財保護審議会委員	犬山市文化財保護審議会委員	赤塚 次郎	
3	学識経験者	大手前大学総合文化学部教授	森下 章司	大手前大学
4	学識経験者	名城大学名誉教授	丸山 宏	
5	東之宮神社氏子	東之宮神社氏子総代	山澄 俊明	東之宮神社
6	東之宮神社氏子	東之宮神社氏子総代	小川 勉	東之宮神社
7	地元代表 (丸山区選出)	地元代表	飯坂 正	丸山区長
助言者		文化庁文化資源活用課 整備部門・文化財調査官	五島 昌也	
助言者		愛知県民文化局文化部 文化芸術課文化財室 技師	山内 良祐	

## 1 設置について

- 犬山市附属機関設置条例に基づき史跡東之宮古墳整備委員会を設置する。
- 教育委員会の諮問に応じ、史跡東之宮古墳の適切な保存及び活用を図るための調査等に関する事項について審議する。
- 委員は10人(以内)とする。
- 委嘱期間は、委嘱の日から2年(委嘱の日から2年(委嘱の日の属する年度の末日など)とする。

○史跡東之宮古墳整備委員会規則に基づき、委員会を開催する。

- 委員会に、委員長、委員長代理を置く。
- 委員会は必要に応じて委員長が招集する。

## 2 委員会の開催について

- 年3回(5月、10月、2月頃を予定)

## 3 審議会の女性比率(3割以上に努める)

○0%

犬山市教育委員会第8号議案

犬山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する  
条例施行規則の一部を改正する規則について

犬山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条  
例施行規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。

令和2年5月12日提出

犬山市教育委員会  
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、子ども・子育て支援システム改修による利  
用者負担額決定通知書及び利用者負担額変更決定通知書のレイアウト  
変更のため必要があるからである。

犬山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する  
条例施行規則の一部を改正する規則

犬山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例施行規則（平成27年規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1中「所得階層別負担額」を削る。

様式第2を次のように改める。

第 年 月 日 号

様

犬山市長



## 利用者負担額変更決定通知書

下記に記載のある方は口座振替納付です。

金融機関			
口座種別		口座番号	
口座名義人			

利用者負担額については、次のとおり変更しましたので通知します。

児童の氏名 及び生年月日	
-----------------	--

4月から8月まで

変更前	所得階層			円
変更後	所得階層			円
変更前決定額		円	変更後決定額	
			円	

9月から3月まで

変更前	所得階層			円
変更後	所得階層			円
変更前決定額		円	変更後決定額	
			円	

変更前	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
変更後	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で犬山市長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

この決定については、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に犬山市を被告として（訴訟において犬山市を代表する者は犬山市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。